

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)								
1	いなべ市藤原町古田	373-1	5039	エ-44	山林	0.04	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>		
2	いなべ市藤原町古田	374-2	5039	エ-44	山林	0.05	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日						
3	いなべ市藤原町古田	1801	5039	イ-1	山林	0.27	スギ ヒノキ	101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日						
	以下余白															

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	373-1	5039	エ-44	山林	0.04	スギ ヒノキ	68				
2	いなべ市藤原町古田	374-2	5039	エ-44	山林	0.05	スギ ヒノキ	68				
3	いなべ市藤原町古田	1801	5039	イ-1	山林	0.27	スギ ヒノキ	101				
	以下余白											

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p>  <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地</p> <p>氏 名 いなべ市長 日沖 靖</p>  <p>住 所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> <p>氏 名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>
---	--

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-2	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)	経営管理権の始期						
1	いなべ市藤原町古田	376-6	5039	エ-42	山林	0.01	スギ ヒノキ	88	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>	
2	いなべ市藤原町古田	377-2	5039	エ-42	山林	0.12	スギ ヒノキ	88	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日					
3	いなべ市藤原町古田	1385	5039	ウ-13	山林	0.17	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日					
4	いなべ市藤原町古田	1424	5039	イ-10	山林	0.17	スギ ヒノキ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日					
以下余白															

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	376-6	5039	エ-42	山林	0.01	スギ ヒノキ	88				
2	いなべ市藤原町古田	377-2	5039	エ-42	山林	0.12	スギ ヒノキ	88				
3	いなべ市藤原町古田	1385	5039	ウ-13	山林	0.17	スギ ヒノキ	68				
4	いなべ市藤原町古田	1424	5039	イ-10	山林	0.17	スギ ヒノキ	48				
	以下余白											

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p>  <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地</p> <p>氏 名 いなべ市長 日沖 靖</p> <p>住 所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> <p>氏 名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>
---	--

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)													
1	いなべ市藤原町古田	1362-1	5039	エ-36	山林	0.05	スギ ヒノキ	115	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>							
2	いなべ市藤原町古田	1368	5039	エ-22	山林	0.24	スギ ヒノキ	63	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日											
以下余白																					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	1362-1	5039	エ-36	山林	0.05	スギ ヒノキ	115				
2	いなべ市藤原町古田	1368	5039	エ-22	山林	0.24	スギ ヒノキ	63				
	以下余白											

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地 氏 名 いなべ市長 日沖 靖</p> <p>住 所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 氏 名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>
---	---

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-4		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)										
1	いなべ市藤原町古田	1357-2	5039	エ-24	田	0.09	スギ ヒノキ	58~125	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。				
2	いなべ市藤原町古田	1359	5039	エ-24	山林	0.09	スギ ヒノキ		令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
3	いなべ市藤原町古田	1363	5039	エ-32	山林	0.05	スギ ヒノキ	31~48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
4	いなべ市藤原町古田	1364	5039	エ-32	原野	0.02	スギ ヒノキ		令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
5	いなべ市藤原町古田	1370	5039	エ-21	山林	0.26	スギ ヒノキ	39	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
6	いなべ市藤原町古田	1371	5039	エ-17	山林	0.32	スギ ヒノキ		令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
7	いなべ市藤原町古田	1373-2	5039	エ-17	山林	0.27	スギ ヒノキ	53~118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
	以下余白																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	1357-2	5039	エ-24	田	0.09	スギ ヒノキ	58~125				
2	いなべ市藤原町古田	1359	5039	エ-24	山林	0.09	スギ ヒノキ					
3	いなべ市藤原町古田	1363	5039	エ-32	山林	0.05	スギ ヒノキ	31~48				
4	いなべ市藤原町古田	1364	5039	エ-32	原野	0.02	スギ ヒノキ					
5	いなべ市藤原町古田	1370	5039	エ-21	山林	0.26	スギ ヒノキ	39				
6	いなべ市藤原町古田	1371	5039	エ-17	山林	0.32	スギ ヒノキ	53~118				
7	いなべ市藤原町古田	1373-2	5039	エ-17	山林	0.27	スギ ヒノキ					
	以下余白											

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙)</p>  <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲)</p>	<p>住所 いなべ市北勢町阿下喜31番地</p> <p>氏名 いなべ市長 日沖 靖</p> <p>住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> <p>氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p>
---	--

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-5		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)										
1	いなべ市藤原町古田	445	5039	エ-33	原野	0.05	スギ ヒノキ	106	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。				
2	いなべ市藤原町古田	445-1	5039	エ-33	田	0.02	スギ ヒノキ	106	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
3	いなべ市藤原町古田	451	5039	エ-32	田	0.06	スギ ヒノキ	31~48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
4	いなべ市藤原町古田	452	5039	エ-32	田	0.06	スギ ヒノキ		令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
5	いなべ市藤原町古田	453	5039	エ-36	畑	0.01	スギ ヒノキ	115	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
6	いなべ市藤原町古田	454	5039	エ-36	畑	0.01	スギ ヒノキ	115	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
7	いなべ市藤原町古田	455	5039	エ-50	原野	0.03	スギ ヒノキ	83	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
8	いなべ市藤原町古田	1342-2	5039	エ-26	山林	0.01	スギ ヒノキ	110	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
9	いなべ市藤原町古田	1343-2	5039	エ-27	原野	0.02	スギ ヒノキ	71	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
10	いなべ市藤原町古田	1376	5039	エ-17	山林	0.15	スギ ヒノキ	53~118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
11	いなべ市藤原町古田	1378-2	5039	エ-13	山林	0.45	スギ ヒノキ		63	令和5年8月1日					5年 令和10年7月31日			
12	いなべ市藤原町古田	1379	5039	エ-27	山林	0.05	スギ ヒノキ	71	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
13	いなべ市藤原町古田	1380	5039	エ-27	山林	0.03	スギ ヒノキ	71	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
14	いなべ市藤原町古田	1399	5039	ウ-10	山林	0.00	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
15	いなべ市藤原町古田	1401-1	5039	ウ-10	山林	0.01	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
16	いなべ市藤原町古田	1402-1	5039	ウ-10	山林	0.03	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
17	いなべ市藤原町古田	1402-2	5039	ウ-10	山林	0.01	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	445	5039	エ-33	原野	0.05	スギ ヒノキ	106				
2	いなべ市藤原町古田	445-1	5039	エ-33	田	0.02	スギ ヒノキ	106				
3	いなべ市藤原町古田	451	5039	エ-32	田	0.06	スギ ヒノキ	31~48				
4	いなべ市藤原町古田	452	5039	エ-32	田	0.06	スギ ヒノキ					
5	いなべ市藤原町古田	453	5039	エ-36	畑	0.01	スギ ヒノキ	115				
6	いなべ市藤原町古田	454	5039	エ-36	畑	0.01	スギ ヒノキ	115				
7	いなべ市藤原町古田	455	5039	エ-50	原野	0.03	スギ ヒノキ	83				
8	いなべ市藤原町古田	1342-2	5039	エ-26	山林	0.01	スギ ヒノキ	110				
9	いなべ市藤原町古田	1343-2	5039	エ-27	原野	0.02	スギ ヒノキ	71				
10	いなべ市藤原町古田	1376	5039	エ-17	山林	0.15	スギ ヒノキ	53~118				
11	いなべ市藤原町古田	1378-2	5039	エ-13	山林	0.45	スギ ヒノキ	63				
12	いなべ市藤原町古田	1379	5039	エ-27	山林	0.05	スギ ヒノキ	71				
13	いなべ市藤原町古田	1380	5039	エ-27	山林	0.03	スギ ヒノキ	71				
14	いなべ市藤原町古田	1399	5039	ウ-10	山林	0.00	スギ ヒノキ	108				
15	いなべ市藤原町古田	1401-1	5039	ウ-10	山林	0.01	スギ ヒノキ	108				
16	いなべ市藤原町古田	1402-1	5039	ウ-10	山林	0.03	スギ ヒノキ	108				
17	いなべ市藤原町古田	1402-2	5039	ウ-10	山林	0.01	スギ ヒノキ	108				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地  
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所  
氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-6	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)												
1	いなべ市藤原町古田	446	5039	エ-33	原野	0.02	スギ ヒノキ	106	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>						
2	いなべ市藤原町古田	1347-1	5039	エ-30	山林	0.01	スギ ヒノキ	50~72	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日										
以下余白																				



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)													
1	いなべ市藤原町古田	447	5039	エ-33	山林	0.01	スギ ヒノキ	106	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>乙が甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>							
2	いなべ市藤原町古田	448	5039	エ-51	田	0.00	スギ ヒノキ	61	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日											
以下余白																					



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田	1377-1	5039	エ-29	山林	0.05	スギ ヒノキ	71~102	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>			
2	いなべ市藤原町古田	456	5039	エ-50	畑	0.03	スギ ヒノキ	83	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
以下余白																	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-10		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)	経営管理権の始期								
1	いなべ市藤原町古田	1338-1	5039	エ-13	山林	0.04	スギ ヒノキ	63	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			
2	いなべ市藤原町古田	1390	5039	ウ-13	山林	0.02	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
3	いなべ市藤原町古田	1393	5039	ウ-10	山林	2.04	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
4	いなべ市藤原町古田	1394-1	5039	ウ-1	山林	0.04	スギ ヒノキ	118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
5	いなべ市藤原町古田	1422	5039	イ-13	山林	0.12	スギ ヒノキ	80	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
6	いなべ市藤原町古田	1425	5039	イ-10	山林	0.13	スギ ヒノキ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
7	いなべ市藤原町古田	1426	5039	イ-10	山林	0.16	スギ ヒノキ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
8	いなべ市藤原町古田	1431-1	5039	イ-14	山林	0.06	スギ ヒノキ	58	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
9	いなべ市藤原町古田	1442-1	5039	ウ-10	山林	0.00	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
10	いなべ市藤原町古田	1443-1	5039	ウ-10	山林	0.00	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
11	いなべ市藤原町古田	1467	5039	イ-16	畑	0.00	スギ ヒノキ	84	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
	以下余白																

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	1338-1	5039	エ-13	山林	0.04	スギ ヒノキ	63				
2	いなべ市藤原町古田	1390	5039	ウ-13	山林	0.02	スギ ヒノキ	68				
3	いなべ市藤原町古田	1393	5039	ウ-10	山林	2.04	スギ ヒノキ	108				
4	いなべ市藤原町古田	1394-1	5039	ウ-1	山林	0.04	スギ ヒノキ	118				
5	いなべ市藤原町古田	1422	5039	イ-13	山林	0.12	スギ ヒノキ	80				
6	いなべ市藤原町古田	1425	5039	イ-10	山林	0.13	スギ ヒノキ	48				
7	いなべ市藤原町古田	1426	5039	イ-10	山林	0.16	スギ ヒノキ	48				
8	いなべ市藤原町古田	1431-1	5039	イ-14	山林	0.06	スギ ヒノキ	58				
9	いなべ市藤原町古田	1442-1	5039	ウ-10	山林	0.00	スギ ヒノキ	108				
10	いなべ市藤原町古田	1443-1	5039	ウ-10	山林	0.00	スギ ヒノキ	108				
11	いなべ市藤原町古田	1467	5039	イ-16	畑	0.00	スギ ヒノキ	84				
	以下余白											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地  
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所  
氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。





# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-12	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容(C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1369-2	5039	エ-17	山林	0.52	スギ ヒノキ	53~118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いな べ市森林整備計画に基 づき、存続期間中に、間 伐を1回以上実施する。 ただし、経営管理実施権 が設定される場合は、経 営管理実施権者が提示し た企画提案書に基づい て、森林整備を行うもの とする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等から目視 によって判断できる限り で気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合 は、経営管理実施権者が 確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態をよく把握検討 した上で、水源涵養・山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮しなが ら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経 営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付 された利益の見積額を甲 に支払うものとする。な お、木材の販売収益から 利用間伐及び販売の経費 (経費の見積額)を控除 した額が経営管理実施権 配分計画に添付された甲 に支払う見積額を上回る 場合は、その額とする。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。 ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1374	5039	エ-17	山林	0.49	スギ ヒノキ	53~118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-15	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1381	5039	エー10	山林	0.26	スギ ヒノキ	72	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-17	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)	経営管理権の始期								
1	いなべ市藤原町古田	1333-1	5039	ウー12	山林	0.13	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いを行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			
2	いなべ市藤原町古田	1334	5039	ウー12	ため池	0.04	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
3	いなべ市藤原町古田	1335-1	5039	エー12	山林	0.03	スギ ヒノキ	113	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
4	いなべ市藤原町古田	1388	5039	イー9	山林	0.01	スギ ヒノキ	55	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
5	いなべ市藤原町古田	1389	5039	ウー13	山林	0.03	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
6	いなべ市藤原町古田	1392	5039	ウー13	山林	0.10	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
7	いなべ市藤原町古田	1395	5039	ウー1	山林	0.03	スギ ヒノキ	118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
8	いなべ市藤原町古田	1396-1	5039	ウー10	原野	0.00	スギ ヒノキ	108	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
9	いなべ市藤原町古田	1403-1	5039	イー10	山林	0.65	スギ ヒノキ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
10	いなべ市藤原町古田	1404	5039	ウー1	山林	0.03	スギ ヒノキ	118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
11	いなべ市藤原町古田	1405	5039	ウー1	山林	0.11	スギ ヒノキ	118	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
12	いなべ市藤原町古田	1408	5039	イー10	山林	0.68	スギ ヒノキ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
13	いなべ市藤原町古田	1430	5039	イー13	山林	0.12	スギ ヒノキ	80	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
以下余白																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	1333-1	5039	ウ-12	山林	0.13	スギ ヒノキ	68				
2	いなべ市藤原町古田	1334	5039	ウ-12	ため池	0.04	スギ ヒノキ	68				
3	いなべ市藤原町古田	1335-1	5039	エ-12	山林	0.03	スギ ヒノキ	113				
4	いなべ市藤原町古田	1388	5039	イ-9	山林	0.01	スギ ヒノキ	55				
5	いなべ市藤原町古田	1389	5039	ウ-13	山林	0.03	スギ ヒノキ	68				
6	いなべ市藤原町古田	1392	5039	ウ-13	山林	0.10	スギ ヒノキ	68				
7	いなべ市藤原町古田	1395	5039	ウ-1	山林	0.03	スギ ヒノキ	118				
8	いなべ市藤原町古田	1396-1	5039	ウ-10	原野	0.00	スギ ヒノキ	108				
9	いなべ市藤原町古田	1403-1	5039	イ-10	山林	0.65	スギ ヒノキ	48				
10	いなべ市藤原町古田	1404	5039	ウ-1	山林	0.03	スギ ヒノキ	118				
11	いなべ市藤原町古田	1405	5039	ウ-1	山林	0.11	スギ ヒノキ	118				
12	いなべ市藤原町古田	1408	5039	イ-10	山林	0.68	スギ ヒノキ	48				
13	いなべ市藤原町古田	1430	5039	イ-13	山林	0.12	スギ ヒノキ	80				
	以下余白											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地  
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所  
氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。  
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-18	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田	1382-1	5039	ウ-13	山林	1.01	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>
2	いなべ市藤原町古田	1383	5039	エ-18	山林	0.14	スギ ヒノキ	38~63	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日				
以下余白														



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-19		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)						
1	いなべ市藤原町古田	1331-1	5039	ウ-12	山林	0.09	スギヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>		<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>	
2	いなべ市藤原町古田	1416	5039	イ-1	山林	0.05	スギヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日						
3	いなべ市藤原町古田	1809	5039	イ-2	山林	0.06	スギヒノキ	83	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日						
以下余白																



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-20	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)	経営管理権の始期						
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1391-1	5039	ウ-13	山林	0.11	スギ ヒノキ	68	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-23		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)										
1	いなべ市藤原町古田	1409	5039	イ-1	山林	0.02	スギ	47	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>				
2	いなべ市藤原町古田	1410	5039	イ-1	山林	0.04	スギ	5	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
3	いなべ市藤原町古田	1411	5039	イ-1	山林	0.07	スギ	101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
4	いなべ市藤原町古田	1421	5039	イ-12	山林	0.05	スギ	51~93	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
5	いなべ市藤原町古田	1429	5039	イ-10	山林	0.24	スギ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
以下余白																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田	1409	5039	イ-1	山林	0.02	スギ ヒノキ	47				
2	いなべ市藤原町古田	1410	5039	イ-1	山林	0.04	スギ ヒノキ	5				
3	いなべ市藤原町古田	1411	5039	イ-1	山林	0.07	スギ ヒノキ	101				
4	いなべ市藤原町古田	1421	5039	イ-12	山林	0.05	スギ ヒノキ	51~93				
5	いなべ市藤原町古田	1429	5039	イ-10	山林	0.24	スギ ヒノキ	48				
	以下余白											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地  
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 XXXXXXXXXX  
氏 名 XXXXXXXXXX

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-24		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)										
1	いなべ市藤原町古田	1427	5039	イ-10	山林	0.03	スギ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>				
2	いなべ市藤原町古田	1805	5039	イ-1	山林	0.04	スギ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日								
以下余白																		



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-25	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1423	5039	イ-12	山林	0.08	スギ ヒノキ	51~93	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-26	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)											経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)	経営管理権の始期						
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1415	5039	イ-1	山林	0.17	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-27	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田	1412	5039	イ-1	山林	0.28	スギ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。</p> <p>乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。</p> <p>間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。</p>	<p>乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。</p> <p>ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。</p>	<p>経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。</p>			
2	いなべ市藤原町古田	1413	5039	イ-10	山林	0.31	スギ	48	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
3	いなべ市藤原町古田	1414-1	5039	イ-1	山林	0.53	スギ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
	以下余白																



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-28	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田	1796	5039	イ-1	山林	0.06	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いな べ市森林整備計画に基 づき、存続期間中に、間 伐を1回以上実施する。 ただし、経営管理実施権 が設定される場合は、経 営管理実施権者が提示し た企画提案書に基づい て、森林整備を行うもの とする。 乙は、市有林と同程度 の回数、林道等から目視 によって判断できる限り で気象害等の確認を行 う。ただし、経営管理実 施権が設定される場合 は、経営管理実施権者が 確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林 地の状態をよく把握検討 した上で、水源涵養・山 腹崩壊等の災害リスクや 生物多様性に配慮しなが ら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経 営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付 された利益の見積額を甲 に支払うものとする。な お、木材の販売収益から 利用間伐及び販売の経費 (経費の見積額) を控除 した額が経営管理実施権 配分計画に添付された甲 に支払う見積額を上回る 場合は、その額とする。	乙から甲に対 して、金銭の支 払いは行わな い。 ただし、経営 管理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うも のとする。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。			
2	いなべ市藤原町古田	1799-8	5039	イ-1	山林	0.41	スギ ヒノキ		令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
以下余白																	



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-30	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田	1802-2	5039	イ-1	山林	0.03	スギ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			
2	いなべ市藤原町古田	1802-3	5039	イ-1	山林	0.05	スギ ヒノキ		令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日							
	以下余白																



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-31	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1802-4	5039	イ-1	山林	0.27	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-32	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の 内容(C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1802-5	5039	イ-1	山林	0.21	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、 経営管理実施権が設定され る場合は、経営管理実施権 者が提示した企画提案書に 基づいて、森林整備を行う ものとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視によ って判断できる限りで気 象害等の確認を行う。た だし、経営管理実施権が 設定される場合は、経営 管理実施権者が確認を行 うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩 壊等の災害リスクや生物 多様性に配慮しながら実 施するものとする。	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために 要した経費は乙が負担し、 乙が実施する間伐の結果 生じた木材の販売による 収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、 経営管理実施権者が 経営管理実施権配分計 画に添付された利益の見 積額を甲に支払うもの とする。なお、木材の 販売収益から利用間伐 及び販売の経費(経費 の見積額)を控除した 額が経営管理実施権 配分計画に添付された 甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額と する。	乙から甲に対して、 金銭の支払いは行わ ない。 ただし、経営管理 実施権が設定された 場合は、木材の販売 収入額が確定後、 経営管理実施権者 から甲に対して速 やかに支払いを行 うものとする。	経営管理権の 設定区域は別 添図面のと おり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-33	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)	いなべ市長 日沖 靖			(所在地)	いなべ市北勢町阿下喜31番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢 (森林簿)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1802-6	5039	イ-1	山林	0.01	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。		



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-34	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1802-7	5039	イ-1	山林	0.03	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-35	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)	いなべ市長 日沖 靖			(所在地)	いなべ市北勢町阿下喜31番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢 (森林簿)	経営管理権の 始期	経営管理権の存 続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益 から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法	備考		
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1802-8	5039	イ-1	山林	0.04	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費（経費の見積額）を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。		



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-36	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1802-9	5039	イ-1	山林	0.03	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集5-37	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	人工林面積 ha	現況樹種	現況林齢(森林簿)									
1	いなべ市藤原町古田 以下余白	1802-10	5039	イ-1	山林	0.18	スギ ヒノキ	47~101	令和5年8月1日	5年 令和10年7月31日	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、いなべ市森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施するものとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 ただし、経営管理実施権が設定された場合、経営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。なお、木材の販売収益から利用間伐及び販売の経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とする。	乙から甲に対して、金銭の支払いは行わない。 ただし、経営管理実施権が設定された場合は、木材の販売収入額が確定後、経営管理実施権者から甲に対して速やかに支払いを行うものとする。	経営管理権の設定区域は別添図面のとおり。			

